

錦江町農業委員会総会議事録

1、開催日時 平成24年8月27日（月）午後1時30分から

3、出席委員（20人）

会長		宿利原勝吉
会長代理		近川 正人
委員	2番	鈴 一磨
〃	3番	東郷 輝昭
〃	4番	木原 光郎
〃	5番	厚ヶ瀬博文
〃	6番	黒瀬 正
〃	7番	牧原 昇
〃	8番	鍋 康博
〃	9番	樋渡 俊信
〃	10番	平原 栄
〃	12番	貫見 和洋
〃	13番	鮫島 廣幸
〃	14番	猪鹿倉昭雄
〃	15番	落司 順一
〃	16番	畠中 正秋
〃	17番	寺田 郁哉
〃	18番	安水 義文
〃	19番	徳永 哲朗
〃	20番	基 岸澄

欠席委員 なし

事務局職員 事務局長 南園高樹 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

4、会長あいさつ

5、議事

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議長 只今より平成24年度第5回錦江町農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会の出席は全員出席であり（欠席者ありの場合；20名中 名で定足数に達しており）、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により総会は成立していることをお知らせします。

それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により本日の会議録署名委員を8番鍋委員と9番樋渡委員を指名いたしますので、よろしく願います。

次に事務局から会務報告と説明をお願いします。

事務局 （会務報告と説明）

議 長 | 只今の会務報告について、ご質問ございませんか。

全委員 | (発言なし)

議 長 | ないようでございますので、以上で会務報告を終わります。
それでは附議事項に入ります。

事務局 | 議案第21号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について事務局の説明をお願いします。

事務局 | 議案第21号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について説明いたします。
初めに受付番号97号98号につきまして、貸し人・借り人ともに同一ですので一括して説明いたします。貸し人は、A、KさんHO自治会の方です。申請地は、
97号が田代麓字丸塚4907-2番、現況地目は畑、地積は1,259㎡です。
98号が田代麓字丸塚4907-3番、現況地目は畑、地積は105㎡で2筆合計1,364㎡です。
貸付期間は平成24年9月1日から平成29年12月14日まで、小作料は使用貸借のためありません。
借り人は、別紙一覧表をご覧いただきたいと思います。U、Kさん59歳でNO自治会にお住まいの方です。
経営規模は、世帯員3、労働力2、農業従事日数200日、農地の所有については自作地が6,038㎡、小作地2,710㎡となっており、インゲン、米を主体に経営されています。農業機械等の所有状況は、トラクター、軽トラック、バインダー、田植え機等となっています。担当調査委員は3番東郷委員です。
次に受付番号99号100号についても貸し人・借り人ともに同一ですので一括して説明いたします。貸し人は前2号と同じくA、KさんHO自治会の方です。申請地は、
99号が田代麓字刈切5222-1番、現況地目は田、地積は2,215㎡です。
100号が田代麓字刈切5223-3番、現況地目は田、地積は1,877㎡で2筆合計4,092㎡です。
貸付期間は、平成24年9月1日から平成29年12月14日まで、小作料は、10a当り5,000円です。
借り人は、K、Kさん39歳でU自治会にお住まいの方です。
経営規模は、世帯員5、労働力1、雇用労働力3、農業従事日数180日、農地の所有については、自作地1,114㎡、小作地27,914㎡となっており、インゲンを主として経営されています。農業機械等の所有状況は、管理機、動噴、草払い機、軽トラック等となっています。担当調査委員は前号同様3番東郷委員です。
次に受付番号101号の貸し人は、M、HさんM自治会の方です。申請地は、
神川字フノ木7056-1番、現況地目は畑、地積は5,055㎡です。
貸付期間は、平成24年9月1日から平成34年12月14日まで、小作料は全部で50,000円です。
借り人は、I、Hさん57歳でY自治会にお住まいの方です。
経営規模は、世帯員2、労働力2、農業従事日数280日、農地の所有については、自作地が23,513㎡、小作地はありません。タバコ、大根を主体に経営されています。農業機械等の所有状況は、トラクター、トラック、AP-1等となっています。担当調査委員は、11番宿利原委員です。
次に受付番号102号の貸し人は、Y、YさんY自治会の方です。申請地は、
神川字横高尾7475-12番、現況地目は畑、地積は4,014㎡です。
貸付期間は、平成24年9月1日から平成34年12月14日まで、小作料は全部で25,000円です。
借り人は、I、Hさんですが前号と同様ですので経営規模等の説明は省略いたします。
担当調査委員は前号同様11番宿利原委員です。
次に受付番号103号の貸し人は、M、KさんK市在住の方です。申請地は、
神川字木道平7501-2番、現況地目は畑、地積は3,618㎡です。
貸付期間は、平成24年9月1日から平成34年12月14日まで、小作料は全部で50,000円です。
借り人は、前号同様I、Hさんですので経営規模等の説明は省略いたします。担当調査委員は、前号と同じく宿利原委員です。

次に受付番号104号の貸し人は、U、MさんK市在住の方です。申請地は、城元字中鳥井1226-1番、現況地目は田、地積は905㎡です。貸付期間は、平成24年9月1日から平成27年12月14日まで、小作料は18,000円です。借り人は、S、KさんN自治会の方です。経営規模は、世帯員5、労働力2、農業従事日数280日、農地の所有状況については、自作地2,633㎡、小作地1,188㎡となっており、米、馬鈴薯、インゲン等を経営されています。農業機械等の所有状況は、トラクター、ハーベスタ、管理機、バインダー等となっています。担当調査委員は、15番落司委員です。

次に受付番号105号の貸し人は、K、KさんF自治会の方です。申請地は、馬場字山之口ノ上2167-1番、現況地目は田、地積は1,384㎡です。貸付期間は、平成24年9月1日から平成34年12月14日まで、小作料は全部で30,000円です。借り人は、A、SさんM町在住の方です。経営規模は、世帯員1、労働力1、農業従事日数300日、農地の所有状況については、自作地、小作地共にありませんが馬鈴薯を主体に経営されています。農業機械等の所有状況は、トラクター、ハーベスタ、管理機、バインダー等となっています。担当調査委員は17番寺田委員です。

次に受付番号106号の貸し人はK市所在のK、T、S公社です。申請地は、馬場字西ノ下857-1番、現況地目は田、地積は1,485㎡です。貸付期間は、平成24年9月1日から平成27年8月12日まで、小作料は全部で29,700円です。借り人は、K・K、T、FさんK自治会所在です。経営規模は、農地の所有は小作地のみ11,181㎡、雇用労働力18、野菜を主体に多角的に経営を展開しておられます。農業機械等の所有状況は、トラクター、トラック、乗用防除機、田植機、草払機等となっています。担当調査委員は17番寺田委員です。

議長 それでは、受付番号順に担当委員から順次報告をお願いします。初めに3番東郷委員から報告をお願いいたします。

3番東郷委員 報告いたします。97番、98番のAさん、借り人はUさんですが、99番100番も同じで、いままで耕作していらっしゃったんですが、高齢になり雑草等が繁らないようにということで出されました。UさんとKさんの小作料の違いは、Kさんのところは、今まで田んぼできれいになっていたところで、そのまま引き継ぐということです。あまり手がいらぬということです。Uさんの所は、竹山で竹が入ってきて、現在竹を払いながら少々手を入れなければならないということで、このまま放置すれば竹山になる可能性が高いため、竹山にならないように手を入れてくれないかということで、小作料は必要ないということで、このようになりました。Uさんは、皆さんもご存じのとおり町議会議員ですが、今息子さんが帰ってこられて農業をやりたいという意欲があり、現在私の所にも手伝いに来ており、頑張っておりますのでよろしくお願いします。それからKさんの件につきましては、毎月定例会に上がってきており皆様ご存じのことと思いますので、併せてよろしく願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。次に11番私の方から報告をいたします。

11番宿利原委員 I、Hさんは、タバコを250aと干し大根を200aそれと甘藷も作っております。すべての農地を耕作しております、まだその他に農業機械等もたくさんあるのですが、タバコ、干し大根に必要な機械も全て揃えております。元気でばりばり頑張っております。雇用の方もシーズン中は4人ほど雇いあげて一生懸命頑張っている青年であります。何ら問題はないものと思います。

議長 次に15番落司委員をお願いします。

15番落司委員 報告いたします。この田んぼは10aぐらいのハウスがあるNTのところですが、そのすぐ下であります。S、Kさん、この方は年齢的にも子供で手続きをしたらと話をしましたけれども今回限りは、私の名前です、この次から契約をする場合は子供の名前ですということで、自分で借りている畑も耕作されて、十分手入れをされていますので、また子供、孫という方たちも土曜日曜には手伝っていらして、畑とか田んぼも荒れていませんので何ら問題はないと思われま。

議長 ありがとうございます。次に17番寺田委員報告をお願いします。

17番 寺田委員 | 報告いたします。105番のA, Sさんですが、この方はM町となっていますけれどもJの方で、Yの上の所にJの方々が所有されているまとまった農地がありまして、そのところを借りてやっています。ここに自作地、小作地が記載されていませんけれども口頭契約と申しますか、そのような形で現在90aぐらいO、N、Jの畑を使って栽培をされているところですが、2年前までI運送に勤めていらっしやいましてそこを辞めて農業一本で頑張っていくんだと、それから機械等にしましてもお父さんがやっている関係で十分購入されていて、農業に必要な機械は自由に使えるということでした。やる気もありまして33歳でこれから頑張っていくんだということです。今度契約された時には、降灰事業でハウスを建てる予定で白ネギを中心に頑張っていきたいとおられました。実績の方は農業を始めて間もない時期ですので、まだまだこれからですが、他の条件等については取得要件等を満たしているものと思いました。

それとT, Fさんですけれども6月7月の定例総会でも出てきましたけれども、代表のT, Hさんは全ての条件を満たしているものと思われまますので、審議の程よろしく願いいたします。

議長 | ありがとうございます。4人の委員から報告をいただきましたが、質疑に入ります。質問あるいは異議等はございませんか。

2番 鈴委員 | Iさんの分ですが新規になっていますが、この前は誰かが借りていたんですか。

11番 宿利原委員 | ここは前もって借りていたのですが、そのまま放置していたものです。何年も借りたまままで手続きをするように指導していたのですが、まだいいというような状況でありました。平成21年に契約期間が終了しており、そのままの状態でしたので今回さらに指導をし、正式に手続きをする段階となったものです。

議長 | ほかにございませんか。

17番 寺田委員 | 先ほど説明が漏れておりましたけれども、A, Sさんは今年M町の認定農家として認定をされているということですので、付け加えます。

議長 | 他になければ異議なしと認めます。お諮りします。議案第21号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について採決します。議案第21号は原案のとおり許可することに異議ありませんか。

全委員 | なし。

議長 | 異議なしと認めます。したがって、議案第21号農業経営基盤強化促進法第13条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請については原案のとおり決定しました。

以上で平成24年度第5回錦江町農業委員会総会の附議事項を終わります。

会長

8番

9番

議事録調整者 折久木まり子